

4 月定例記者会見 会見録

令和 8 年（2026年）4 月14日（火）11:00～11:57 庁議室

質疑応答

■タウンミーティングの開催について

記者 A

毎年度開催されていますが、新たな取り組みや仕掛け、会場設定等はいかがでしょうか。

市長公室

より多くの方に参加していただけるよう、今年から夜の時間帯を新設いたしました。仕事終わりの社会人や学校帰りの学生でも参加できるように時間帯を変えております。

■こども誰でも通園制度の実施について

記者 A

つくば市では上限を月40時間としていますが、県内でも同様に拡大の取り組みはあるのでしょうか。併せて、国の基準が月10時間であれば、市の財政負担はどの程度生じるのか教えてください。

こども・保健部

周辺自治体は、月10時間としておりますので、月40時間を上限としているのはつくば市のみです。財源につきましては、月10時間までは基準額に対して、子ども・子育て支援金が2分の1、国が4分の1、県が8分の1、市が8分の1の負担となります。独自の負担分については、一時預かり事業の交付金の活用を見込んでおり、基準額に対し、国、県、市が3分の1ずつ負担し、基準額を超過した分は、市の持ち出しとなっております。

■不適切な労務管理に関する全庁調査の結果報告について

記者 B

対象者への支払いは4月に行われたのでしょうか。

総務部

調査し金額が確定しましたので、各該当者への入金を4月8日に行いました。

記者 B

社会福祉課の24人の方には、既に支払い済みということによろしいでしょうか。

総務部

今回の報告は、資料10①に記載されている内容になります。②の社会福祉課に関する時間外勤務手当等については支払いを既に済ませております。資料としては、ひとつにまとめさせていただきます。

記者 B

社会福祉課での時間外勤務手当等未払いがあったことにより、全庁での調査を行ったため、合算して報告しているということでしょうか。

総務部

おっしゃるとおりです。

記者 B

その他支払いについても、社会福祉課の17人への特殊勤務手当と遅延損害金とありますが、こちらも支払い済みでしょうか。

総務部

こちらについても支払いは完了しております。

記者 B

今回支払いを行った分について、部名で記載されていますが、課名を教えてくださいませんか。

総務部

今回の事案に関しては、所属等は現段階で公表はしておりません。部名の公表のみで対応させていただいております。今後、社会福祉課の一連の事案に関して、当然処分等の検討に入っていきますが、個人の特定等に抵触する恐れがあり、現時点ではこういった表記をさせていただいております。

記者 B

個人が特定される恐れがあるからということですか。

総務部

現時点では処分がどうなるかはまだ決定しておりませんが、その可能性も排除できないということで、部の表記のみとさせていただきます。

記者 C

社会福祉課は課名を公表しているのに、他は課名を公表しないということは矛盾していると思います。ぜひ公表していただきたいと思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

市長

現段階では公表しないと申し上げております。報告書を読んでいただければ分かりますが、管理職の対応に問題があったことも指摘されています。その中で、処分に至る案件かどうかをこれから精査し、検討していく段階ですので、今ここで明確に課名を出すと、当時の管理職が特定できてしまいます。処分に該当するかどうかは明確でない段階で、特定がなされるのはあまりよろしくありません。もし処分に至れば、課名等も公表することになるはずですが、隠したい訳ではありませんが、本来処分に該当しなかったかもしれない管理職が悪影響を受けるということは、避けなくてははいけません。処分該当となれば公表はしますので、何かを隠している訳ではありません。

記者 C

例えば、情報開示請求を行った場合、公開されるべきものと認識しておりますが、隠されていると受け止めざるを得ません。今回の未払いの概要について、対象期間を教えてください。

総務部

今回の報告案件に関する対象期間は、令和3年4月から令和6年4月実施分の時間外勤務手当に該当するものとなります。

記者 C

報告書の2ページ目に「調査により確認できた事項」が5つ記載してありますが、それぞれの該当する部名を教えてください。

総務部

こちらに羅列したものについて、どの部からの内容かは、今手元に資料等がなく、申し上げることはできません。こちらに記載した内容は、該当部署全部の案件をまとめて確認できた事項として記載しております。

記者C

時間外勤務は月45時間の枠があり、それを守らなくてはならないという相当なプレッシャーがあったことが、このようなことが起きてしまった背景としてあるのではないかという印象を受けております。サービス残業を強要させてしまった理由をどのように分析されておりますか。

総務部

今回確認できた事項として、時間外勤務手当の予算が底をつきかけている状況において、その後の予算措置等の対応をせずに、単純に予算が不足するという理由で時間外勤務を結果的に認めなかったことがあります。あるいは、部下が時間外勤務していた状況を所属長が把握していながら、適切な申請を促さなかった等の管理的事項によるものが大きいと考えております。ただ、一方で、時間外勤務を行う職員についても、きちんと所属長の事前命令をとることが一つの手続になっておりますので、その辺りが管理職と時間外勤務を実施する側双方の認識として足りていなかったところも要因と考えております。是正措置としては、様々な研修等を実施するという形で対応させていただいております。

記者D

報告の概要について、令和6年度に発表していた案件が、資料10の②に該当し、今回報告は①令和8年4月支払分の18人のみが該当するという理解でよろしいですか。

総務部

おっしゃるとおりです。

記者D

報告書の5ページ目結論の4行目に、「時間外勤務を制限する旨の指示が所属長から発出されていた」と記載がありますが、具体的にどういった発言か教えていただけますか。

総務部

こちらの状況につきましては、時間外勤務申請は事前申請を基本としていますが、事後申請にならざるを得ない状況があったにも関わらず、事前申請がないことを理由に時間外勤務申請を却下されたという事象が確認されました。

記者D

事後申請でも基本的には認められるものということによろしいでしょうか。

総務部

当然、事前申請が原則ではありますが、現場に出ており申請する時間がなかった等、正当な理由があれば、きちんと事後申請をし、然るべき対応をして支払うのが基本だと思います。

記者D

職員への時間外勤務手当等の未払いが相次いだことへの受け止めを市長から一言いただけますでしょうか。令和6年度の報告の際にはご自身の処分について言及されていましたが、今回ご自身の処分についてはどのようにお考えでしょうか。

市長

当初から申し上げているとおり、時間外勤務は事前申請が大原則で、そのもとで管理職が適切に管理をして行っていくものです。管理職の管理にも問題がありましたし、職員側にも課題があることが今回改めて明確になりました。そのような状況になってしまっていることについて、非常に反省をしております。職員の処分についてはこれから検討に入っていきますが、この事案が発覚してから徹底して各階層への研修を行っており、かなり意識は変化したとは思いますが、それでもこういったものは常に言い続けないと、またいつの間にか戻ってしまうことがありますので、これをきっかけに長年続いてしまっていた悪習を断っていくことが非常に重要だと思います。私自身その先頭に立って指揮を執っていきたいと思っています。今回、追加での処分は考えておりませんが、常にそのような目線を持って、職員と働きやすい職場を作っていこうと改めて感じております。

記者B

ご自身を含め、その他の特別職への追加処分も考えていないということでしょうか。

市長

おっしゃるとおりです。

記者B

報告書の5ページ目結論に、「時間外勤務手当の自課予算が不足した際に具体的な対策を講じずに時間外勤務を制限する旨の指示が所属長から発出されていた」、「1月の上限時間を超える時間外勤務命令を事由によらず一律に不可としていた」、「時間外勤務

の事前申請を原則として、事由によらず事後申請を認めない運用を所属長が強いていた」などの誤った認識により、と3つ記載がありますが、これはいずれも誤った認識ということでしょうか。

総務部

このような事象があったとしても、所属長としてはそれを回避するための関係機関への相談等があるべきだと思います。実際に予算が足りない部分があるところについては、人事課に相談するよう適宜情報提供させていただいております。ただ単に、このような事象が発生したからそれで終わりということではなくて、そうさせない、そういった状況はあるにしても、それを打開できる策についての事前相談ということはあって然るべきと考えています。

記者B

このような状況になっても、相談すれば解決策はあるということでしょうか。

総務部

振り返りにはなっていますが、できることはあったのではないかと思います。

記者B

所属長から指示が発出されていたり、一律に不可としていたり、明言しなくても、雰囲気やそれまでの慣習で、立場が下の人が言えないということは民間でもよくあることで、それを言うべきだというのがなかなか一般職員や若い方には難しい面もあったと思います。そういった点は考慮されて、報告の結論に書かれたのでしょうか。

総務部

当然、その辺りの事情というのは、当然各所属等においてあるのではないかと思います。今回の事案を通して、一番大事になってくるのは、横と横、あるいは上司と部下のコミュニケーションの関係性がまだまだ足りていない部分があったということが見え隠れしておりますので、その辺りについても同様に今後の取組として力を入れていきたいと考えております。

記者B

報告書の5ページ目に「特定の個人によって起こったというよりも、全庁的に慣習に従って」と記載がありますが、全庁的な慣習というのはどういうものなのでしょうか。合併後のつくば市発足時からこのような雰囲気があったのでしょうか。

総務部

いつからどのような事象がということは、具体的には申し上げられませんが、少なくとも近年においてそういった傾向が見え隠れしている、あるいはそういった情報が他の方からも入ってくるといった状況があります。少なくともここ近年においては、そういった悪しき慣習が残っている部署もあったのかと思います。

記者 B

いわゆる悪しき慣習というのは、時間外勤務を自ら申請しない、やらないようにする等、そういったことを指しているのでしょうか。

総務部

時間外勤務自体を否定するというのではなく、例えば、17時15分が定時ですが、18時や19時まで残業しないと時間外勤務手当がつけられない等、一部の部署ではそういった雰囲気が残っていることもあったようです。そういった良くない状況が慣習として、結果的に引き継がれてきてしまっている部分もあったのではないかと思います。そういったところについては、当然改善しなくてはいけないと考えております。

記者 B

臨時や緊急で対応する必要性の低い業務を行うのに時間外勤務の申請がされていることもあったということは、適切に業務を行っていれば定時に終わるような業務であっても、引き伸ばして時間外に業務を行うようなケースもあったということでしょうか。

総務部

聞き取りをしていく中で、他の方の働き方について、そのように考えてしまうということも耳にすることがありました。基本的に7時間45分きちんと集中して仕事をしていれば、時間外勤務にならずに終わるべきところを、そうでない事情があって結果的に時間外勤務をしていることについての妥当性ということも、正確性という意味においてはきちんと評価をしていかなくてはいけない部分かと思っております。

記者 B

聞き取りの中で、自分がそういった働き方をしていたということではなく、他の方がそういう働き方をしているのではないかという結果が上がってきたということでしょうか。

総務部

はい、聞き取りの中で確認できた事項です。

記者 B

今回支払った中で福祉部 6 人分とありますが、他部署と比較すると突出して時間外勤務時間と支給額が大きいと思いますが、原因はどういったものが考えられますか。

総務部

特定の人への未払いの時間外勤務手当が突出しておりました。休日勤務等を含め、今回申請のあった時間数が多かったというところが大きな要因としては考えられます。

記者 B

特定の人に仕事が集まるような状況があったということですか。

総務部

仕事の配分等については、詳しく分かっておりませんが、結果として特定の人に未払いの時間外勤務が重なって、今回申請が上がってきたという状況がありました。

記者 B

今回の調査対象期間は令和 3 年 4 月から令和 6 年 4 月ですが、令和 7 年分や今後について、改めて各年度での調査を行っていくような考えはございますか。

総務部

特段今のところは考えておりません。今回、各職員から指摘のあったものについて精査、確認をしたところ、遡って支給すべきだろうという結論に至りました。現時点においては、その辺りの対応については改善等もされていると認識しておりますので、改めて現時点での調査ということは考えておりません。

記者 E

こういった報告書を公表される場合に、表の一枚紙だけではなく、きちんと報告書の中身についても担当部局からご説明があって然るべきだと思いますが、いかがでしょうか。資料を配布して、各自が読むというのは、説明としてなってないと思います。発表のやり方が適切でないと思いますが、いかがでしょうか。

総務部

調査内容を報告書にまとめて、要点をそれぞれ逃さず書いたつもりですので、こちらをご覧いただく形をお願いできればと考えております。

記者 E

要望として受け止めていただきたいのですが、質問を受ける前にきちんと内容について説明すべきだと思います。今後こういった案件がある場合には、発表方法を再検討していただくようお願いします。

続いて質問ですが、社会福祉課の処分は昨年度内に決定するということで進められていたはずですが、調査が長引いてしまっているのは、社会福祉課以外にも全庁的に調査が必要になり、処分対象者が広がったということが要因としてあるのでしょうか。

総務部

社会福祉課の案件に関連して全庁的に調査を行っているものは、今回の時間外勤務調査のみとなりますので、そちらは事実として申し上げておきます。それから、当初処分について、昨年度末を目途にお伝えしたところではございますが、現在も当然進めているものの、まだ確認しなければいけない工程がいくつかございますので、もう少しお時間をいただく形になると思います。

記者 E

具体的な見通しはございますか。

総務部

今後監査等が入る余地もありますので、そちらの状況にもよりますが、概ね6月を目途に考えております。

記者 F

以前、市長は昨年度内に処分を決定するとおっしゃっていましたが、まだ決定せず、ただいまの総務部長の説明によると6月を目途にということですが、事案が発覚してから2年以上も何をやられているのでしょうか。市長からコメントをお願いします。

市長

調査をしております。当然、丁寧な聞き取りをする必要があります。様々なプロセスは報告書にも記載してありますが、我々以外の皆さんにお願いしなくてはいけない部分で、時間を要している部分もあります。先ほど監査の入る余地もあると総務部長からも申し上げましたが、できるだけ速やかに進めていきたいと当然私たちも思っていますので、

極力早く出していきたいと思っております。

記者 F

先ほどおっしゃられた、監査の入る余地というのは生活保護に関する県の監査のことでしょうか。私の理解では既に終わったと思っていましたが、まだやっていたらっしゃるのでしょうか。

総務部

その案件の県の監査とは別のものがございます。今、顧問弁護士等も含め、一連の事案に関する求償の可能性について、様々検討しているところです。その意味において、監査の方に意見を求めることがあるかもしれないということで発言させていただきました。

記者 F

6月末に処分が決定することを期待しています。早めに区切りをつけて、次のステップに進んでいただきたいです。

記者 B

今回の報告についても、元社会福祉課職員の方が様々な手間を踏んで告発をされたから、このような結果が出てきたのではないかと私は認識しておりますが、職員の方が記者発表をするといった多大な手間を踏まないで、このような結果が出なかったという事態について、市長はどのように思われますか。

市長

時系列としては、記者発表はその少し後ではないかと思えます。私どもとしては、職員から未払いの指摘があり、調査とヒアリングを始めていきました。もちろん、その指摘があったことによって始まったというのは事実です。事実上、タイミングとしてはいつだったか分かりますか。

総務部

確認が必要ですので、今すぐにはお答えできません。

市長

時期は確認しなくてはいいませんが、少なくとも、職員がメディアの皆さんの前でお話をしたのは請願の時だったのではないかと思います。報告を受けた時点で、全庁的な調

査に動いてきていますが、いずれにせよ職員がそのような行動を取らざるを得なくなってしまうというのは本当に申し訳ないと思っています。少なくとも調査は、そういったこととは別で行ってきているというのは事実です。時系列は一応確認いたします。

記者G

前は24人、今回は18人への支払いを行ったとのことですが、重複はございますか。延べ人数になるのでしょうか。

総務部

そちらの42人に関して重複はございません。

記者G

今回は時間外勤務手当のみで、特殊勤務手当等はございませんか。

総務部

はい、そのように認識しております。

記者G

18人に対して遅延損害金が発生するということですが、いつ頃確定されるのでしょうか。

総務部

早急に対応いたします。

記者G

今回の合計額が630万円ということですが、遅延損害金はどれぐらいの金額を想定されているのでしょうか。

総務部

これから試算をするところです。前回、社会福祉課の時間外勤務手当等と数値を比較しますと、仮に全員同じように申請されるという前提で考えれば、正確な数字ではありませんが、40万円～50万円程度にはなるかと思います。金額については、改めて精査した上で、当然専決処分となり、議会の報告案件にもなりますので、該当時には然るべき手続きを踏まえた上で進めていきたいと思っています。

記者G

勤怠管理システムについて、従来の手続きだと原則は事前申請し、所属長が承認という流れになると思いますが、今回の事案発覚以降に、システム自体に見直しをかけたか、申請の流れを改善されたりといったことはあるのでしょうか。

総務部

手続き自体のやり方を変えるということは現時点ではありませんが、これまで紙で勤怠管理をされていたような出先機関もございますので、均一に電子で勤怠管理ができるように、現在取り組んでおります。また、これが最善策だと思いますが、時間外勤務の申請時間と実際の退勤時間に乖離があった場合の対応について、電算処理会社と様々な可能性も含めて協議をしているところですので、何らか打てる手があれば良いと考えております。

記者G

時間外勤務手当の支払いが、実際の勤務時間より多いケースがあったというような記述もあったかと思いますが、今回の630万円にはそういったものも含まれているのでしょうか。

総務部

こちらの対応につきましては、本来勤務したであろう時間数をまず把握し、それに対して現在時間外勤務手当として支払いがある時間帯を全て把握して、その差額として本来支払うべきだった金額を算出しております。そういった意味で精査をした上での支払いとなっております。

記者C

この報告書を出したのは人事課長でしょうか。

総務部

職員の勤怠管理等々、それから時間外勤務手当等の支払いにつきましても、人事課所管の事務でございますので、人事課名で出しております。

記者C

報告書の5ページ目結論に、原因について、管理職だけの問題ではなく、緊急性の低いものが時間外勤務に持ち込まれているというようなことを結論の一つにしていますが、こういったことと法律により時間外勤務手当を支払わなくてはならないということは、

また別の問題ではないでしょうか。そのような働き方をする人もいるかもしれないですが、それを指導するのが管理職の役割であって、一番下の人に責任を持ってしまったら組織は変わらないと思います。管理職もサービス残業をした人も双方に責任があるといった結論が出てしまったことについて、市長はこれでよろしいと考えているのでしょうか。

市長

サービス残業をした人が悪いとは書いておりません。かなり明確に管理職の責任を書いていると認識しております。おっしゃるとおり、管理職がマネジメントをするから、それを管理職と呼ぶわけですので、そのような職員がいれば、当然それを指導するのは重要なことです。一方で、長年そのような形での残業をしているケースというのがあると、管理職が様々な周知をしても、どうしても申請がないまま残業をしているケースが認められていたということでした。報告書にはこのような記載はありますが、管理職にその責任があるという思いは、当然変わりません。

記者C

ご自身や副市長含め特別職への追加の処分はしないということですが、どういった理由で追加の処分をしないのでしょうか。

市長

当時行った処分が、主に管理職に起因する不適切な労務管理ということがあり、そういったことはあってはならないという思いで、私と特別職の処分を科しました。今回も同じ方向性にあるものとして、追加処分に値するものではないと考えております。

■イラン情勢による影響について

記者C

イラン情勢について、公共事業への影響や資材の高騰等が言われていますが、公共工事で資材が手に入らなくて困っている、予定価格を上げざるを得ない、工期を延ばさざるを得ない、またそういった相談を受けている、といったことはございますか。

市長公室

塗料メーカーの塗料が入らないといったことも懸念事項として耳に入っております。県から通達等が出ており、スライド条項や変更契約等を使用し様々な対応をしなければならないというような通知も来ておりましたので、それについては全庁的に周知し対応しているところです。

市長

一般的な物価高はそうだと思いますが、今回のイラン攻撃以後も出ていますか。

市長公室

出ております。

■交流センター窓口の不適切対応による市民のSNS投稿について

記者D

3月末に起きた、市内の交流センターの本を借りに来た子どもに対する不適切な対応の件で、市長のSNS等で公表されていると思いますが、市としてこの事案をどのように把握されているのか、事案の概要からご説明いただけますでしょうか。

市民部

市内の地域交流センターで委託業者の社員が、本を借りに来たお子様に対して金銭を要求するような不適切な発言をしてしまったということが、3月26日SNS上に投稿されました。

記者D

不適切な発言の詳細な文言というのは、把握されているのでしょうか。

市民部

SNSで投稿があったものしか、把握はできておりません。

市長

聞き取りはしましたよね。

市民部

委託業者からも聞き取りをして、SNSでの投稿に書かれていたことがあったという確認はしております。

記者D

SNSに載っている文言と同じ発言の確認が取れたという認識でよろしいですか。

市民部

おっしゃるとおりです。

記者D

当該社員の方は、現在も勤務されているのでしょうか。

市民部

現在は、交流センターの業務からは外れております。

記者D

聞き取りをしたと思いますが、なぜそういった発言をしてしまったかという説明はあったのでしょうか。

市民部

本人からは、SNSで投稿された数日前に、コミュニケーションの一環のつもりで金銭を要求するような発言をしてしまったと深く反省しているという聞き取りをしております。

記者D

本人も反省はしているということでよろしいのでしょうか。

市民部

反省しております。

記者D

これを踏まえて市長に改めてお伺いしますが、いくらコミュニケーションとは言え、子どもへの対応としては、やや悪質かと思いますが、この事案をどのように受け止めていらっしゃるでしょうか。

市長

悪質ですし、時代に合わないコンプライアンス違反だというような発言も一部ありますが、そうではなく、昔からこういった発言というのは迷惑だったと思います。本人だけが面白いと思っていて、周りが迷惑しているにも関わらず、本人が気付かないというようなケースはあると思います。当然あってはならない発言だと思います。誰に対してもあってはならないのですが、その投稿を見る限り、やはり子どもが自分一人で本を借りられるように交流センターへ行かせようと思ったというようなことがありましたので、

そのように勇気を出した子どもに対してかける言葉としては、あまりにも不適切で、私としても大変強い怒りを覚えました。市民からすれば、それが委託業者の社員であっても、市として見られる訳ですので、そういったことがないように、今回改めて全ての関連する業者にも通知をしました。こういった事例をもとにして、我々自身も自分たちのコミュニケーションが果たしてどうなのか、自分では面白いと思っているけど、周りが迷惑しているというようなケースは大人の世界でも非常にたくさんあります。そういったことを振り返る機会にしなければいけないのではないかと考えています。少なくとも今、当該社員は交流センターにはおりませんので、私としては、今回のお子様がどうか安心して、またいつか行ってみようかなと思える日が来てくれるように、全ての交流センターの業務を改善していきたいと考えています。全ての公共の場が全ての市民にとって安心できる場所にしていかなくてはいけないと改めて感じた事案です。大変申し訳なく思っております。

記者 A

被害を訴えた保護者の方への謝罪や説明等、市から対応されたことはありますか。

市長

それはしておりません。私のSNS投稿だけではなく、そのアカウントに対して直接お詫びを書き込みましたが、ご本人のその周辺の投稿を見ると、何か市に言いたい訳ではないといったようなことも書かれていましたので、そういった行為はしておりません。もちろんお話があれば、お詫びをしたいなと思いますが、現時点でこちらからそういったことはしておりません。

終了